



福祉指導課からの連絡事項等

- 1 電子申請届出システムの導入について
- 2 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)
- 3 業務管理体制に関する届出について

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について①

令和6年10月より、変更届出書等について、電子申請が可能となっています。紙ベースでの提出も受付は行いますが、電子申請での届出のご準備を進めてください。

まず、電子申請にあたって、ログインするためのgBizIDの取得が必要になります。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について②



現在地 [トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [事業者向け](#) > [福祉事業](#) > [介護サービスの手続き](#) > 介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」

ページID: 132057 更新日: 2024年9月2日更新

電子申請届出システムの目的・背景など

介護分野の文書に係る負担軽減に関する取組として、厚生労働省において、オンラインによる申請・届出が可能な「電子申請届出システム」が開発され、令和7年度までに全ての地方公共団体でシステムの利用を開始することになりました。

高槻市では、令和6年10月から、このシステムの運用を開始し、オンラインでの申請・届出の受付を開始する予定です。

このシステムでは、画面上に様式・付表などが表示され、入力ができます。また、様式・付表のほか、添付資料と一緒に送信することができるため、書類の印刷や、郵送・持参などが不要となります。これらことから、介護事業者の業務負担が軽減されることが期待されます。

詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#) <外部リンク>

AI（人工知能）は
こんなページをおすすめします

[災害時情報共有システムのご案内
（障がい福祉サービス事業者等）](#)

[小児慢性特定疾病医療費助成制度
（医療機関の方へ）](#)

[【障がい福祉サービス事業者】就労
継続支援A型・B型の報酬算定の取
り扱い](#)

[障がい福祉サービス等情報公表制度
のご案内](#)

[【障がい福祉サービス事業・障がい
児支援事業】令和7年度の障がい福
祉サービス等処遇改善加算のご案内](#)

見つからないときは

よくある質問と回答

市のホームページ
をご確認ください。
ページID: 132057

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について③

電子申請・届出システム

[お問合せ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#) [専用窓口](#)

GBizIDでログインする

 GBizIDでログインする

 GBizIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について④

電子申請届出システムの活用が可能な手続きは、以下の1から6です。

- 1 新規指定申請
- 2 変更届、変更許可申請
- 3 加算に関する届出
- 4 指定更新申請
- 5 再開届、廃止・休止届
- 6 老人福祉法に基づく申請・届出

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



1. 電子申請届出システムの導入について⑤

・新規指定(市外所在事業所除く)
・所在地の変更

の申請・届出

+

①事前協議
(システム利用
不可)

②申請・届出
(システム利用
可)

ただし、(1)新規指定申請(他市所在事業所を除く。)と、(2)の一部(所在地の変更を伴う手続き、整備補助金の対象施設等での平面図の変更)の場合、これらの申請・届出の前に、事前協議が必要です。事前協議は、書面により、窓口での受付が必要となりますので、ご注意ください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)

①変更届提出の注意点について

各種変更届の提出方法は、原則、郵送もしくは電子申請届出システムのみで受付ます。

市のシステムのデータ容量の関係もあり、メールで変更届を提出しないようにお願いいたします。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)

②老人福祉法の届出様式の変更について

老人福祉法の規定に基づく設置・事業開始の届出を行っている事業所等について、届出を行った事項を変更した場合は、変更の届出を行う必要があります。

- ・老人居宅生活支援事業
- ・老人福祉施設

の事業については、届出が必要です。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)

(1) 老人居宅生活支援事業

- ・訪問介護、第一号訪問事業・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業(共用型)
- ・認知症対応型通所介護(共用型)(介護予防含む)
- ・短期入所生活介護(共用型)(介護予防含む)
- ・小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)
- ・認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)
- ・看護小規模多機能型居宅介護

(2) 老人福祉施設

- ・通所介護、地域密着型通所介護、第一号通所事業(単独型)
- ・認知症対応型通所介護(単独型)(介護予防含む)
- ・短期入所生活介護(単独型)(介護予防含む)
- ・養護老人ホーム・介護老人福祉施設
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)

【介護保険】変更・休止・廃止の届出のご案内

ページID : 002307 更新日 : 2026年4月15日更新

介護保険事業者の変更の届出、廃止・休止・再開の届出に関する説明及び必要な書類等は、下記のとおりです。

検索画面から、ページID検索にこちらのページID : **002307** を入力し、検索してください。

変更・休止・廃止・再開届出の案内

[介護保険事業所等に係る変更届出等の案内 \(WORD : 494KB\)](#)



「介護保険事業所等に係る変更届出等の案内」4ページ「第3 老人福祉法に基づく変更の届出について」をご覧ください。

この音声はVOICEVOX: 四国めたんを利用しています。



2. 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)

③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表について

いわゆる加算の届出についてですが、令和8年6月から処遇改善加算の対象サービスが拡大されました。

これにより、届出様式が変更となり、新たに対象となったサービスについて、処遇改善加算を追加しています。

市のホームページに令和8年6月1日以降に算定する加算の届出用の様式を掲載していますので、新たに加算の届出をされる場合などは、ご注意ください。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



2. 変更届の提出について(老人福祉法の届出様式の変更等)

- ・ ホームページ [ページID:002340](#)
【介護保険】申請書等様式ダウンロード

1 厚生労働大臣が定める様式

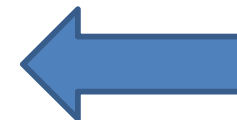
指定に係る記載事項は、届出及び申請内容が基準に適合していることを確認するために必要な様式であるため、記載項目に該当する事項が無い等特段の事由がある場合を除き、付表の全ての項目について記載を行ってください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表についても全ての項目について記載を行ってください。

- ・ [居宅サービス・施設サービス等\(様式・付表\) \(EXCEL: 516KB\)](#)
- ・ [地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防支援 \(様式・付表\) \(EXCEL: 357KB\)](#)
- ・ [介護予防・日常生活支援総合事業 \(様式・付表\) \(EXCEL: 136KB\)](#)
- ・ [介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・別紙 \(別紙2から別紙51まで\) \(EXCEL: 641KB\)](#)
- ・ [介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 \(別紙 1-1・1-2・1-3・1-4\) \(EXCEL: 496KB\)](#)
(※)

(※) 算定日が2026年6月1日以降の場合は下記様式をご使用ください。

- ・ [【算定日2026年6月1日以降用】介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 \(別紙 1-1・1-2・1-3・1-4\) \(EXCEL: 598KB\)](#)



この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3. 業務管理体制に関する届出について①

【介護保険】業務管理体制の届出のご案内

ページID : 002300 更新日 : 2026年4月2日更新

検索画面から、ページID検索にこちらのページID : 002300を入力してください。

- ・届出は、**法人**単位になります。
- ・介護保険の指定事業所が**すべて高槻市**にある場合の届出先は、**高槻市**です。
- ・介護保険の指定事業所が他市にもある場合の届出先は、大阪府または国です。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



3. 業務管理体制に関する届出について②

介護保険法の規定により、介護保険事業者は、法令遵守責任者を定める等の業務管理体制の整備が義務付けられています。また、届出について、以下の事項に変更があった場合は、届出が必要です。

- 法人の種別、名称
- 主たる事務所の所在地、電話、Fax番号
- 代表者氏名、生年月日
- 代表者の住所、職名
- 事業所名称等及び所在地
- 整備すべき業務管理体制（法令遵守責任者等）
- 事業所数が増加した場合（※）

※事業所数が増加した場合については、「事業者が整備する業務管理体制」の内容等に変更がなければ、届出は必要ありません。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。



長い時間ご清聴いただき
ありがとうございました。

お疲れ様でした。

この音声はVOICEVOX:四国めたんを利用しています。